

## こども食堂スタートアップ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、こどもにとって身近な居場所となり得る、こども食堂の活動を広げるため、新たに開設する団体等に対し、こども食堂スタートアップ事業（以下、「本事業」という。）を行うために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 この要綱において補助金の対象となる者は、補助対象期間において、奈良県内で、こども食堂を新たに開設する、次に掲げる要件を満たす団体（営利団体を除く。）とする。

- (1)本事業の実施における団体名及び代表者が定められていること。
- (2)当該年度の申請日以前に開催予定の小中学校区において、こども食堂を開催した実績がないこと。
- (3)定款、規約、会則など団体の組織・運営に関する規則又はこれに準ずるものを定め、予算経理を明らかにしていること。
- (4)特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
- (5)暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。
- (6)過去に本事業の補助金を受けていないこと。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とする。

- (1)補助金の対象となる者が申請年度内に新たにこども食堂を開催するため、必要な環境整備や準備等を行うこと。
- (2)実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、地域のこどもや保護者が広く利用できるように計画し、広報活動を行うこと。
- (3)補助対象期間後も、概ね2ヶ月に1回以上の頻度で継続的にこども食堂を開催すること。
- (4)集合型でこども食堂を開催する際は、食事の提供だけでなく、利用者が配膳等の手伝いを行う、食育等の学習、宿題を教える自主学習、利用者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を可能な限り実施することにより、地域の人達と安

心して過ごすことのできる居場所の機能を提供すること。

(5)デリバリーやテイクアウトによりこども食堂を開催する場合は、食事の提供だけでなく、必要に応じて利用者の様子を確認するなどの見守り活動を行うこと。

(6)団体が自ら調理した食事等を提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者を少なくとも1名配置するなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営に努めること。

(7)周囲の環境等に配慮すること。また、傷害保険に加入するなど食中毒等の安全の確保を十分に図ること。

#### （補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助対象期間は、次に定めるとおりとする。

##### （1）補助対象経費

こども食堂の新規開設に要した次の経費とする。なお、こども食堂はぐくみ活動支援事業の補助対象として申請している経費、県・他自治体、団体等からの寄附金並びに補助金等を含めないものとする。

ア 家具購入費（テーブル、イス、食器棚等）

イ 設備・機器購入費（食洗機、エアコン、パソコン、電話機、炊飯器、冷蔵庫、電子レンジ、消火器等）

ウ 消耗品費（一品の取得価格が1千円以上10万円未満の物品）

・調理に必要なもの（衛生保管庫、鍋、包丁、まな板、洗剤、ラップ等の台所用品等）

・居場所づくりに必要なもの（飾り、玩具、本等）

・印刷代（初回広報チラシ等のみ）

##### （2）補助金の額

補助金の額は、別に定める補助対象期間中に補助対象事業を行うために要する経費とし、1団体につき第4条の(1)に定める経費と次に定める上限額のいずれか低い方の額とする。

ア 申請時点において、開催予定である小学校区に奈良こども食堂ネットワークに加入のこども食堂が1団体以上ある場合、1団体につき、上限200,000円

イ 申請時点において、開催予定である小学校区に奈良こども食堂ネットワークに加入のこども食堂がない場合、1団体につき、上限300,000円

なお、算出した合計額に千円未満の端数が生じている場合はこれを切り捨てる

ものとする。

(3) 補助対象期間

補助対象期間は、別に定める期間とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、こども食堂スタートアップ事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 誓約書（第4号様式）

(4) 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

2 補助金の交付の申請をしようとする団体は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請団体に対し書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

(1) 補助事業の内容の変更に伴い事業に要する経費を変更する場合（経費の変更が補助対象経費の30%未満となる軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具とする。規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 当事業の補助対象経費を活用して実施したこども食堂の活動報告を当該年度内に行うこと。
- (5) (1)、(2)、(3)及び(4)の条件に違反した場合には、知事は、補助団体に対し、期限を定めて、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（指示及び検査）

第8条 知事は、補助団体に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助団体は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更の承認の申請）

第10条 補助団体は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、こども食堂スタートアップ事業補助金に係る事業の変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第7条(1)に規定する軽微な変更の場合においては、この限りでない。なお、補助金額の増額を伴う変更は認められないものとする。

(1) 事業計画変更書（第6号様式）

(2) 収支予算変更書（第7号様式）

2 前項の場合において、知事は、申請に係る書類の審査を行い、その結果を書面により通知するものとする。

3 補助団体は、事業計画書（第2号様式）及び事業計画変更書（第6号様式）に

記載された事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

#### （補助金の概算払）

第11条 知事は必要があると認めるときは、交付決定額の50%を限度として概算払をすることができる（算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （状況報告）

第12条 知事は、補助団体に対し、随時、必要な報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 補助団体は、補助対象事業とそれ以外の活動に係る経理を明確にするため、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるものとする。

#### （実績報告）

第13条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は別に定める補助対象期間の末日のいずれか早い日まで、こども食堂スタートアップ事業補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第10号様式）
- (2) 精算額算出内訳書（第11号様式）
- (3) その他知事が必要と認めたもの

2 補助団体は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （交付額の確定及び交付）

第14条 知事は、前条に基づく補助団体から実績報告があった場合において、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の額を確定し、書面により通知するものとする。

2 知事は、補助団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

- 3 第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、補助団体が次に掲げる場合に該当する場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助目的以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して、不正行為をした場合
- (4) 事業執行が中断し、知事が督促したにもかかわらず一定期間内に執行しない場合
- (5) 利用者からの苦情、トラブルなどの不適切な行為があり、知事が改善指示したにもかかわらず一定期間内に改善がない場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助団体は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

（各機関との調整及び連携）

第17条 補助団体は、本要綱に定める事業の実施、広報及び運営に当たり県、奈良県内の社会福祉協議会及び開催場所の市町村と調整、連携及び情報共有に努めなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。